

## 不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に必要な財政支援を求める意見書

近年、不登校状態にある児童生徒等が増加しており、不登校による学習機会の喪失が「貧困の連鎖」などの問題の拡大につながるおそれがあることから、不登校児童生徒等への支援体制の充実が求められている。

国では、不登校等の困難を抱える児童生徒に対する支援を目的に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のための財政措置を行っている。これを受け本県では、専門知識を持ったスクールカウンセラーや教育相談員等の外部専門家を全ての中学校及び県立高等学校に配置するとともに、学校・家庭・福祉機関等とのコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーを派遣するなど支援体制の充実強化に取り組んできた。

しかしながら、文部科学省が実施した「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県における不登校児童生徒数は2,040人で令和2年度と同調査から441人、約28%増加しており、不登校児童生徒等への支援体制の更なる充実、学校以外の居場所づくりやICTを活用した遠隔教育など学習機会の確保は喫緊の課題である。

よって、国においては、不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など、不登校児童生徒等の心のケアや家庭環境の改善への支援体制の拡充に必要な財政支援を行うこと。
- 2 不登校児童生徒等の学習機会の確保のため、学校以外の子どもの居場所となる教育支援センターの設置運営やICTを活用した遠隔教育に必要な教職員等の配置及び教育環境の整備に対する支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月15日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿

山形県議会議長 坂本貴美雄